（持分法の適用）

**第百九十四条**　非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもつて中間連結貸借対照表に計上しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する会社に対する投資については、持分法を適用しないものとする。

一　財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社

二　持分法を適用することにより第二種中間連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる非連結子会社及び関連会社

2　前項の規定により持分法を適用すべき非連結子会社及び関連会社のうち、その損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の適用の対象から除いても第二種中間連結財務諸表に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

（税効果会計の適用）

**第百九十五条**　法人税等については、税効果会計を適用して第二種中間連結財務諸表を作成しなければならない。

（中間決算日の異なる子会社）

**第百九十六条**　その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる連結子会社は、中間連結決算日において、第二種中間連結財務諸表作成の基礎となる中間財務諸表を作成するために必要とされる中間決算を行わなければならない。ただし、当該連結子会社の中間会計期間の末日と中間連結決算日との差異が三か月を超えない場合において、当該中間会計期間に係る中間財務諸表を基礎として第二種中間連結財務諸表を作成するときは、この限りでない。

（連結の範囲等に関する記載）

**第百九十七条**　連結の範囲に関する事項その他第二種中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項については、次に掲げる事項に区別して注記しなければならない。

一　連結の範囲に関する事項

二　持分法の適用に関する事項

三　連結子会社の中間決算日等に関する事項

四　会計方針に関する事項

2　前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

二　非連結子会社がある場合には、主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

三　他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかつた場合には、当該他の会社等の名称及び子会社としなかつた理由

四　開示対象特別目的会社がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

3　第一項第二号に掲げる持分法の適用に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

二　持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、これらのうち主要な会社等の名称

三　持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社がある場合には、持分法を適用しない理由